

利用規約

この利用規約（以下「当規約」という。）は、NCB ホール（以下「当ホール」という。）の利用について定めるものです。当ホールの利用者（申込者・主催者）は、内容を十分にご理解いただき、遵守してください。

1. 利用時間

基本利用時間 10:00～22:00

※利用時間は 12 時間（終日）もしくは 8 時間（基本利用時間のうち連続した 8 時間）です。

※利用開始日の 90 日前からは、1 時間単位（ただし連続した 2 時間以上）で申込可能です。

※時間外延長は、基本利用時間の前後 1 時間（9:00～10:00、22:00～23:00）に限り可能です。

※3 日以上連続して利用する場合、利用開始日と最終日以外は 12 時間で予約してください。

<例：4 日間連続で利用する場合>

1 日目(利用開始日)	2 日目	3 日目	4 日目(最終日)
12 時間/8 時間	12 時間	12 時間	12 時間/8 時間

- ・利用時間は予約時に確定してください。
- ・利用時間には、入館から退館までの一切の時間を含みます。
- ・実際の利用時間が予約した時間に満たない場合も、申請時の利用区分での利用料が発生します。
- ・休館日は 12 月 31 日～1 月 3 日です。その他設備点検等のため、臨時休館する場合があります。

2. 利用区分

当ホールの利用区分は、「文化事業利用」「ビジネス利用」の 2 つです。利用区分は、予約時の提出資料により、当ホールが決定します。それぞれの区分の定義は、以下の通りです。

- ・文化事業利用 … 実演により表現される音楽、舞踊、演劇、伝統芸能、演芸等
- ・ビジネス利用 … セミナーや会議、試験等、「文化事業利用」に当てはまらない利用

※ご利用にあたっては、利用制限がございます。「6. 利用上の注意」をご参照ください。

※利用開始日の 30 日前からの予約は、付帯サービスについて対応できない場合があります。

※練習でホールを利用する場合（文化事業利用に該当する内容で、無観客かつステージ等の設営を行わないもの）は、利用開始日の 90 日前から予約可能です。

※当ホールのイベント等により、仮予約受付開始日より前に利用を予定している場合があります。

3. 利用の流れ

(1) 仮予約 利用者

当ホールのウェブサイト（URL : <https://www.ncbhall.or.jp/>）から受付けます。「仮予約フォーム」に必要事項を入力してください。フォームを送信すると、自動返信メールが届きます。

仮予約受付開始日：利用開始日の 1 年前の同月 1 日

例：2026 年 12 月 17 日の利用を希望する場合 … 2025 年 12 月 1 日より受付開始

※当ホールの空き状況は事前にお問合せください。

※仮予約は当ホールの利用を承諾するものではありません。

(2) 仮予約完了メールの送信 ホール

自動返信メールとは別途、当ホールより仮予約完了メールを送付します。メールには「利用申込書」と「企画書」を添付します。

(3) 利用申込書の提出 利用者

「利用申込書」「企画書」に必要事項を記入・入力のうえ、会社概要等の確認書類とともに当ホール宛にメールで返送してください（提出期限：仮予約完了から 7 営業日）。イベントのパンフレット等参考資料があれば併せて添付してください。

※提出期限を過ぎた場合、仮予約は無効とします。

(4) 審査結果の通知 ホール

審査のうえ、当ホールよりメールで結果をお知らせします（回答の目安：利用申込書の受領から 7 営業日以内）。審査の結果、当ホールを利用いただける場合は、併せて「予約金請求書」を送付します。

(5) 予約金の支払 利用者

「予約金請求書」に記載の期日までに入金してください（支払期日：請求書発行から 14 日）。

- ・仮予約フォームの送信日が「利用開始日の 91 日前」まで：基本利用料の 50%
(残りの 50% 分は「残金」として後日請求します。「(7) 残金請求書の発行」を参照してください。)
- ・仮予約フォームの送信日が「利用開始日の 90 日前」から：基本利用料の全額

※利用契約は、予約金の着金時点で成立します。以降のキャンセルはキャンセル料を請求します。
※期日までに予約金の入金がない場合は申込者都合によるキャンセルとみなし、予約を無効とします。
また期日までに残金の入金がない場合、利用契約を解除のうえキャンセル料を請求します。

(6) 利用承諾書の発行 ホール

利用契約の成立後、当ホールより「利用承諾書」をメールにて送付します。

(7) 残金請求書の発行 (仮予約フォームの送信日が「利用開始日の 91 日前」まで) ホール

当ホールより「残金請求書」をメールにて送付します（発行日の目安：利用開始日の 90 日前）。

(8) 残金の支払 (仮予約フォームの送信日が「利用開始日の 91 日前」まで) 利用者

「残金請求書」に記載の期日までに入金してください（支払期日の目安：請求書発行から 14 日）。

(9) 利用前の打ち合わせ 利用者 ホール

利用開始日の 30 日前を目安に、事前に予約のうえ来館いただき、当日の利用内容について当ホールと打ち合わせを行ってください。打ち合わせ内容の詳細は、「5. 利用前の準備」を参照してください。

(10) 利用当日

(11) 精算金請求書の発行 ホール

付帯料金・諸費用（当日要した追加料金、物販での販売手数料等）を算出し、「精算金請求書」をメールにて送付します。

※当ホールの判断により、申込時に想定される付帯料金・諸費用を利用開始日までに請求する場合があります。

(12) 精算金の支払 利用者

「精算金請求書」に記載の期日までに入金してください（支払期日の目安：請求書発行から 14 日）。

(13) 利用完了メールの送信 ホール

利用にかかるすべての手順が終了したのち、当ホールより利用完了メールを送信します。

4. 予約の取消

利用契約成立後、予約を取消（キャンセル）する場合は、速やかにお電話にてご一報ください。当ホールよりメールにてお送りする「予約取消届」へ必要事項を入力し、提出してください。また、以下のとおりキャンセル料を請求します。

キャンセル時期	キャンセル料
利用開始日の 181 日前まで	予約日数分の基本利用料（消費税等込）の 30%相当額
利用開始日の 180 日前から 91 日前まで	予約日数分の基本利用料（消費税等込）の 50%相当額
利用開始日の 90 日前から利用日当日まで	予約日数分の基本利用料（消費税等込）の全額

※キャンセル時期とは、「予約取消届」が当ホールへ到着した日を指します。

※キャンセル時点で既に発生している実費・キャンセルに伴い発生する費用は、別途請求します。

※無断キャンセルにつきましては、以降のお申込みをお断りする場合があります。

5. 利用前の準備

■関係諸官庁への届出

利用内容によっては、あらかじめ官公署への届出・申請等が必要な場合があります。法令等で定められた届出事項や催物実施に関して必要な事項については、主催者・申込者の責任において所定の期日までに行ってください。また、利用開始日の 3 日前までに許可証等の写しをメールで送付してください。原本は当日持参してください。なお、届出・申請等に関するご不明点は、以下の各届出先へお問い合わせください。

[届出例]

届出内容	届出先	電話番号
消防法のこと	博多消防署 予防課	092-475-0119
飲食のこと	博多区保険福祉センター 衛生課	092-419-1126
音楽著作権のこと	一般社団法人日本著作権協会 九州支部	092-441-2285
安全面のこと	博多警察署	092-412-0010

■打ち合わせ

利用開始日の30日前を目安に、事前に予約のうえ来館いただき、当日の利用内容について当ホールと詳細の打ち合わせを行ってください。

[打ち合わせ内容]

- 利用内容、スケジュール、プログラム
- 掲示物、会場レイアウト ^{※1}
- 付帯サービス（ケータリング等）、備品の利用 ^{※2}
- 音響、照明、舞台等の技術 ^{※3}
- 搬入出計画 ^{※4}
- ピアノの調律 ^{※5}
- 物販 ^{※6}
- その他催事運営に関する内容

※1 当ホール・ホワイエ内の施工（舞台製作等）については、当ホールの事前承認が必要です。なお、施工に際して当ホールおよび西日本シティビル（以下、「当ビル」という。）に影響を及ぼす騒音・振動・異臭を伴うものについては、施工前・施工中に関わらず施工時間の制限や施工中止等を指示する場合があります。

※2 利用区分による飲食ルールは以下の通りです。

利用区分	ホワイエ	ホール内
文化事業利用	可	原則禁止（ただし体調管理上喉を潤す程度の蓋付き飲料は可）
ビジネス利用		弁当・蓋付き飲料のみ可

主催者による飲食物の持込みはお断りします。飲食を伴うイベントの場合は、事前申請のうえ、当ホール指定のケータリングサービスをご利用ください。

※3 音響、照明、舞台等の操作は、原則として当ホールのスタッフが行います。当ホール以外の外部業者を利用する場合、あらかじめ当ホールと打ち合わせのうえ、スタッフの立会指示のもとに作業を行ってください。内容によっては別途立会人件費を申し受ける場合があります。また、特殊機器の持込みには、当ホールの事前承認が必要です。

※4 楽器、機材等の搬入出にはサイズ制限があります。車両での搬入を希望する場合は、利用開始日の1週間前までに「車両入場許可申請書」をメールで提出してください。

※5 ピアノは、原則として当ホールが委託している調律師が調律を行います。調律には1台につき2時間程度を要し、利用時間内に行います。なお、ピアノの特殊奏法はお断りいたします。

※6 物販については、当ホールの事前承認が必要です。また、以下の販売手数料を請求します。

- ① CD、DVD：売上の5%
- ② その他（書籍、グッズ等）：売上の10%

6. 利用上の注意

■利用制限

次の場合は、利用契約成立後および利用中であっても利用を取消、もしくは中止させていただきます。その結果、利用者（申込者・主催者）にいかなる損害が生じても、当ホールは一切の責任を負いません。また、入金済の利用料金は返還せず、その他予定される付帯料金等（利用料金の全額を支払済ではない場合の残金を含む）についても請求させていただく場合があります。

- ① 利用申込書の記載事項（利用者、利用目的、利用内容等）が実際と異なるとき。
- ② 期日までに予約金、残金等の支払がないとき。
- ③ 当ホールの利用権の全部または一部を第三者に譲渡または転貸したとき。
- ④ 当規約、法令等に違反したとき。またはこれらに基づく当ホールの指示に従わなかったとき。
- ⑤ 関係諸官庁への必要な届出や許可取得等を行っていないとき。
- ⑥ 関係諸官庁より中止命令等が発令されたとき。
- ⑦ 政治団体・宗教団体、またはこれらに類するものによる集会と当ホールが判断したとき。
- ⑧ イベントの内容が、公営競技（競馬、競輪、競艇、オートレース）等に関するものと当ホールが判断したとき。
- ⑨ 利用内容に、参加者の意に反する署名活動、執拗な勧誘、キャッチセールス等の行為が含まれると当ホールが判断したとき。
- ⑩ 利用後の原状回復が困難であると当ホールが判断したとき。
- ⑪ 公序良俗に反すると当ホールが判断したとき。
- ⑫ 当ホールおよび当ビル内の施設、テナント、来館者に迷惑を及ぼす恐れがあると当ホールが判断したとき。
- ⑬ 暴力団および反社会的勢力の関係者による利用と当ホールが判断したとき。
- ⑭ その他当ホールが、管理運営上の観点から不適切と判断したとき。

■禁止事項

- ・ 定員を超えての入場は、消防法により禁止されています。
- ・ 火気やスマーケタの使用、危険物および動物（盲導犬・介助犬を除く）の持込みはお断りします。
- ・ 当ホール・当ビル敷地内は禁煙です。来場いただくお客様にも周知徹底をお願します。
- ・ ホワイエでの音出し（楽器調律、楽器練習、楽器音出し、発声練習等）は、あらかじめ許可された場合を除き禁止します。
- ・ ロックコンサート等、大音量・振動を伴うことが想定される演目には対応できません。
- ・ 所定の場所以外へのポスター等の掲示はできません。また、釘打ち、糊付け等、汚損や破損の可能性のある行為は禁止します。
- ・ 所定の場所以外への物品の放置、備品の施設外への持ち出しが禁止します。
- ・ 当ホール内への傘の持込みは禁止します。ホワイエに設置されている傘立てを利用してください。

■その他注意事項

- ・ イベントの内容、道順等の来場者からの問い合わせや外部との連絡は、事前、開催中に関わらず、利用者（申込者・責任者）側で責任をもって行ってください。電話の取次ぎには対応できません。
- ・ 印刷物・ウェブサイト・SNS 等でロゴ・当ホールの発行物に掲載している外観写真等を二次使用する場合は、あらかじめ当ホールへ相談してください。なお、ロゴの加工は禁止します。
- ・ 当ホール利用中にメディア等の取材を受ける場合には、当ホールの事前承認を受けてください。

■免責および損害賠償

1. 天災、火災、その他不可抗力により当ホールの利用が困難だと判断された場合、すでにお支払いいただいた利用料金は返金しますが、利用中止に伴う損害については、当ホールは一切賠償の責任を負いません。

※当ホールは行政機関により、災害時の帰宅困難者受入施設として指定されているため、状況に応じて当ホールの利用を中止させていただく場合があります。

2. 展示品および利用者、第三者の所有物の盗難、毀損等による物的損害ならびに当ホール・当ビルの利用に伴う人的損害について、当該損害の発生が当ホールの故意または重過失による場合を除き、当ホールは一切賠償の責任を負いません。

3. 当ホール・当ビルの建造物・設備・備品等に汚損や破損、紛失等の損害を与えた場合、当ホールが算定した原状の回復に要する直接、間接の費用の一切を賠償していただきます。なお、汚損や破損、紛失等の事態が生じた場合は、速やかに当ホールへ連絡してください。

4. その他、利用者が当規約に違反して当ホール・当ビルが損害を被った場合は、これによる損害を賠償していただきます。

■定型約款に関する規定

1. 当規約は民法第 548 条の 2 第 1 項に定める定型約款に該当します。当ホールは次の場合に、当ホールの裁量により当規約を変更することがあります。

(1) 当規約の変更が、利用者の一般の利益に適合するとき。

(2) 当規約の変更が契約をした目的に反せず、かつ変更の必要性、変更後の内容の相当性その他変更に係る事情に照らして合理的なものであるとき。

2. 前項により、当ホールが当規約を変更する場合、効力発生日の 1 ヶ月前までに当ホールのウェブサイトへ記載し、変更内容及び効力発生時期を告知した上で、当該効力発生時期が到来したときに改定の効力が生じるものとします。

3. 変更後の当規約の効力発生日以降に当ホールを利用したときは、利用者は当規約の変更に同意したものとみなします。

■反社会的勢力の排除

1. 利用者（以下、申込者・主催者・出演者等を含む、当ホールの利用に関わる全ての者を指す。）は、現在、暴力団、暴力団員でなくなった時から 5 年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下これらを総称して「暴力団員等」という。）に該当しないこと、および次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ、将来にわたっても該当しないことを確約します。
 - ① 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
 - ② 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
 - ③ 自己または第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
 - ④ 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
 - ⑤ 役員又は経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること
2. 利用者は、自らまたは第三者を利用して次の各号の一つにでも該当する行為を行わないことを確約します。
 - ① 暴力的な要求行為
 - ② 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - ③ 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
 - ④ 風説を流布し、偽計若しくは威力を用いて相手方の信用を毀損し、又は相手方の業務を妨害する行為
 - ⑤ その他前各号に準ずる行為
3. 当ホールは、利用者が暴力団員等もしくは第 1 項各号のいずれかに該当し、または前項各号のいずれかに該当する行為をし、または第 1 項の規約に基づく表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明し、相手方との取引を継続することが不適切であると認めた場合には、催告することなく利用契約を解除することができます。
4. 前項の規定の適用により利用者に損害が生じた場合にも、利用者は当ホールに何らの請求もできません。

以上

(2025 年 12 月制定)